

徳島県告示第四百十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、徳島県南部総合県民局那賀庁舎において、令和三年三月九日から二週間一般の縦覧に供する。

令和三年三月九日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

道路の種類 一般国道

路 線 名		区 間		新 旧 の 別	敷 地 の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
一九五号	同	那賀郡那賀町延野字寺前一二〇番一地从前		旧	二一・五〇・〇	八七・五
	番一地从前	同		新	二一・五〇・〇	八七・五